

大笠鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針案

- (1) 名 称：大笠鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区 域：大笠鳥獣保護区内のうち南砺市（旧上平村）所在国有林富山森林管理署 310 林班の区域。
(別紙図面表示のとおり)
- (3) 存続期間：令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
 - ①指定区分：森林鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的：指定予定地は、白山国立公園内の標高 900 メートルから 1,600 メートルまでの山岳地域にあり、ヒメコマツ、ヒノキ、ネズ、ブナ、ナラ、トチ等で構成される天然林が自然度の高い良好な状態で保存されている。また、当該区域は、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているイヌワシ、クマタカ等の貴重な野生鳥獣の生息地となっている。
このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生育地の保全を図るものである。